

令和2年度の報告における「改善に向けた方向性」への対応について

改善に向けた方向性	現時点での対応状況
<p>1 教職員の資質向上について</p> <p>(1) 研修内容等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、「いじめ防止対策に係る研修体系図」を教職員に周知することで、教職員のいじめに関する意識や理解をより一層高めること。 教育委員会は、いじめに関する研修を受講した教職員が、研修内容をいじめの未然防止、早期発見、対応等に結び付けられるよう、より一層、研修内容の充実を図ること。 教育委員会または学校は、提言 No.2(※)などのように具体的に内容を示して実施するよう指摘されている研修に関して、その内容に則した研修を実施すること。 <p>※提言 No.2 「各学校は、生徒指導問題について、具体の事例を用いながら、チーム対応の確認、スクールカウンセラーの活用に関する研修を年度当初に行うこと。特に研修においては、震災、テレビゲーム、スマートフォン等の影響を含む、発達段階を踏まえた子どもの深層心理に対する理解を含むこと」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止対策に係る研修体系図」を全教職員へ配布した。各研修では、体系図を活用していじめ防止に係る研修の全体像の理解を図るとともに、研修の位置付けやねらい等を説明し、いじめ防止に関する意識や理解を一層高め、教職員の資質能力の向上及び学校組織としての対応力の向上を図っている。 研修内容に具体的な事例を基にした演習やケーススタディなどを取り入れたり、教育委員会が作成した資料等をグループウェアに保存・配信したりすることで、各学校での活用に努めた。 提言 No.2 に具体的に指摘されている研修に関しては、「いじめ防止対策に係る研修体系図」に内容等を明記し周知を図るとともに、年度当初から全ての教職員が共通認識のもと、いじめ防止対策を確実に推進できるよう、早い時期に設定していく。
<p>(2) 若手教職員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、若手の教職員の育成が喫緊の課題であること、及び、いじめ防止等対策に関するOJTの重要性に鑑み、学校における組織的対応が徹底されるよう改めて各学校に周知すること。 教育委員会は、研修を受講した若手の教職員が学んだ内容を実践するにあたっては管理職の対応が重要であることについて、管理職に改めて周知すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職研修や生徒指導研修、いじめ対策担当教諭研修を通じ、いじめ事案への組織的対応が、若手をはじめとした教職員一人ひとりのスキル向上にも資することを改めて周知した。 若手の教員が研修内容を生かしていじめ対応を行う際には、一人で抱え込むことのないよう管理職が適切な指導・助言を行うとともに、組織的な対応を主導していくことが重要であることについて、管理職研修において改めて周知していく。
<p>(3) いじめ対応や研修に関する管理職の意識</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、日常的ないじめ対応の振り返りが教職員の資質向上及び学校組織の対応力の向上に資することについて管理職に改めて周知すること。併せて、その振り返りを行いやすくするため、教職員が振り返りを行うためのフォーマット等を作成し、各学校へ配付すること。 教育委員会は、学校の個別の事情を考慮しても、年間のいじめに関する研修の量や教職員の資質向上に対する管理職の意識が不十分と判断される学校があった場合には、適切に研修を実施する等の改善を図るよう指導助言を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職研修において、校内での軽微な事案でも組織として対応し、その後の振り返りを繰り返す行うことで、教職員の資質向上に資することを周知していく。 いじめ事案集計表に、振り返り欄を設定し、学校がいじめ対応の振り返りを行えるよう修正した。管理職研修等で、修正の主旨を伝え、組織的な対応が図られるよう周知している。 いじめ防止対策に係る総点検において各校の校内研修の実施状況を把握するとともに、いじめ不登校対応支援チームにおいて全学校へ訪問し、管理職等への指導助言に努めている。
<p>2 学校組織の対応力の向上について</p> <p>(1) 研修環境等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、教職員がいじめに係る学校組織の対応力の向上についての研修の位置づけを理解するために、「研修体系図」を作成し、学校を通して全教職員に示すこと。 教育委員会は、各学校に「いじめはどこでも誰にでも起こりうるものであるから、いじめの認知件数の多寡で評価されるものではなく、研修内容を踏まえて丁寧に認知し、適切に対応することが評価されるものである」ということを改めて周知すること。 教育委員会は、近隣学校による合同研修や連絡会を開催して、いじめに関する情報共有や事例検討を行うことが、教職員の資質向上や学校組織の対応力の向上を図るうえで有効であることを改めて管理職に周知すること。また、学校の日常業務に支障のない範囲で効果的に合同研修や連絡会を実施できる仕組みづくりについて検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止対策に係る研修体系図」を全教職員へ配布した。各研修では、体系図を活用していじめ防止に係る研修の全体像の理解を図るとともに、研修の位置付けやねらい等を説明し、いじめ防止に関する意識や理解を一層高め、教職員の資質能力の向上及び学校組織としての対応力の向上を図る。 令和2年12月、臨時校長会研修にて周知した。また、管理職研修やいじめ対策担当教諭研修等において重ねて周知した。 中学校区ごとに行われている小中連携の取組を基盤として、いじめに関する情報共有や事例検討を行うことが、教職員の資質向上や学校組織の対応力の向上を図るうえで有効であることを改めて管理職に周知した。

改善に向けた方向性	現時点での対応状況
<p>(2) 伝達研修の工夫改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、いじめに関する研修の中でも特に重要な研修を指定し、各学校で確実に伝達研修を実施するよう周知徹底を図ること。なお、伝達する内容に関しては、事前に講師等に的確に依頼すること。 ・教育委員会は、校長ヒアリング等の機会に、伝達研修の実施状況を確認するとともに、伝達研修が効果的に取り組むことができた際の手順や、一方、改善が必要と思われる研修についても具体的に聴き取りを行うこと。これは、市全体のいじめの組織対応力の向上を目指すことが主眼であることを説明し、聴き取った内容は「伝達研修に関する報告」としてまとめ、より良い研修のあり方について考える機会とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者に対して、特に校内での伝達が必要であると判断した研修について、確実に伝達研修を実施するよう「いじめ防止対策に係る研修体系図」に明記し、該当研修においても周知を図っていく。また、伝達内容については研修講師との事前打合せにおいて要点等を確認していく。 ・いじめ不登校対応支援チームの学校訪問において、対応状況及び伝達研修によるいじめ対応の成果の確認、確認結果の教職員への還元について指導・助言を行っている。
<p>3 仙台市及び教育委員会による支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市、教育委員会及び学校は、いじめ防止等対策に係る理念や教職員の育成目標、研修体系図等について、ホームページで公表したり、各学校を通じて児童生徒や保護者に周知したりする等、より一層の「見える化」を図ること。 ・教育委員会は、いじめ対策担当教諭の研修に焦点を当て、研修効果の実態調査を行うため、他都市の先進的な事例を参考にしながら調査方法を研究すること。 ・教育委員会は、研修の充実によって非常に強い責任感を意識した教職員が、いじめ対応を一人で抱え込むことなく、組織的に対応を行うよう管理職を含めた全教職員に改めて周知すること。また、研修に基づく組織対応が行われないために負担を抱える教職員が想定されるため、そのフォロー体制を検討すること。 ・教育委員会は、研修に基づく組織対応を行っても改善が見られないいじめ事案に対応する学校や教職員を支援するため、児童生徒への聴き取り方法や集団への指導法、医療的な支援体制の整備等のより一層の充実を定期的に行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修体系図等を既存の教育委員会のホームページに掲載するとともに、令和3年度に市が新たに構築するホームページでより一層の「見える化」を図っていく。 ・いじめ対策担当教諭の研修の効果に係る他都市の先進的な事例を参考にした調査方法を研究していく。 ・研修を通して、いじめ対応を一人で抱え込むことなく、いじめへの組織的対応が必要であることを、管理職を含めた全教職員で確認するよう周知している。また、負担を抱える教職員に対しての相談窓口について一層周知を図る。 ・改善が見られないいじめ事案を有する学校に対して、教育委員会から指導主事を派遣し、細やかな指導助言を行える体制づくりに努めるとともに、精神科医や臨床心理士等の専門家による支援体制の構築を検討していく。
<p>4 多職種間の連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、養護教諭やスクールカウンセラーなどの専門職が、異なる職種の専門職の役割を理解したりいじめに関する対応力を高めたりするため、異なる職種の専門職が合同で受講する研修会や連絡会を可能な限り随時実施すること。また、教育委員会は、その趣旨を各学校が十分に理解するよう周知を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭研修、養護教諭年次研修においてスクールカウンセラー等を講師とした研修を実施していく。 ・管理職研修において、養護教諭やスクールカウンセラーのいじめ対応に関する役割等を講義内容に加え、学校内での周知を図っていく。 ・異なる職種の専門職が合同で受講する研修について検討していく。